

議案第16号

協議項目10 「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」

協議項目10 「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」について、次のとおり定める。

平成20年4月22日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

一般職の職員の身分の取扱い

富士見村の一般職の職員は、すべて前橋市の職員として引き継ぐものとする。

なお、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、前橋市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。